

障発 0311 第 6 号
平成 26 年 3 月 11 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、本通知のうち 1 の通知（2（6）、別紙様式 1 及び 2 に係る改正部分を除く。）及び 2 の通知に係る改正部分は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

記

- 1 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成 10 年 3 月 3 日障第 113 号・健政発第 232 号・医薬発第 176 号・社援第 491 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）の一部改正
別添 1 のとおり改正する。
- 2 「精神障害者の移送に関する事務処理基準について」（平成 12 年 3 月 31 日障発第 243 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添 2 のとおり改正する。
- 3 「精神保健福祉法第 19 条の 8 に基づく指定病院の指定について」（平成 8 年 3 月 21 日健医発第 325 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正
別添 3 のとおり改正する。

(別添1)

○ 精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後		現行	
	障 第 1 1 3 号 健 政 発 第 2 3 2 号 医 薬 発 第 1 7 6 号 社 援 第 4 9 1 号 平成10年3月3日		障 第 1 1 3 号 健 政 発 第 2 3 2 号 医 薬 発 第 1 7 6 号 社 援 第 4 9 1 号 平成10年3月3日
一部改正	障 第 2 1 8 号 健 政 発 第 3 6 3 号 医 薬 発 第 3 3 8 号 社 援 第 7 6 4 号 平成12年3月29日	一部改正	障 第 2 1 8 号 健 政 発 第 3 6 3 号 医 薬 発 第 3 3 8 号 社 援 第 7 6 4 号 平成12年3月29日
一部改正	障 発 第 3 3 5 号 平成13年8月6日	一部改正	障 発 第 3 3 5 号 平成13年8月6日
一部改正	医政発第0929012号 社援発第0929001号 平成18年9月29日	一部改正	医政発第0929012号 社援発第0929001号 平成18年9月29日
一部改正	障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日	一部改正	障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日
一部改正	障 発 第 0 5 2 6 0 0 3 号 平成20年5月26日	一部改正	障 発 第 0 5 2 6 0 0 3 号 平成20年5月26日
一部改正	障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日	一部改正	障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日
一部改正	<u>障 発 0 3 1 1 第 6 号</u> <u>平成26年3月11日</u>		
各 都道府県知事 指定都市市長 殿	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省健康政策局長 厚生省医薬安全局長 厚生省社会・援護局長	各 都道府県知事 指定都市市長 殿	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省健康政策局長 厚生省医薬安全局長 厚生省社会・援護局長
精神科病院に対する指導監督等の徹底について		精神科病院に対する指導監督等の徹底について	

(略)

記

1 (略)

2 入院制度等の適正な運用について

(略)

(1) 措置入院制度について

ア 入院手続について

入院に当たっては、精神保健指定医2名以上の診察により適切に行い、その診察を行う際には、後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者の立ち会いが可能であるので、これらの者に診察の通知を行うとともに、入院措置を採る場合には、法第29条第3項に基づく書面告知を患者に対して行うこと。

(略)

イ 通報申請等の取扱いについて

法第22条から第26条の3までの規定による通報申請等がなされた場合においては、速やかに法第27条の規定による所要の措置を講ずること。

ウ～カ (略)

キ 退院手続について

(略)

また、措置入院患者を退院させるに当たっては、医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を密にし、その後の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないように十分配慮すること。

(2) 医療保護入院制度について

ア 入院手続について

病院管理者は、入院の要否について法第20条の規定による入院が行われる状態にないことを必ず精神保健指定医に判断させるとともに、入院に際しての同意者に所定の様式に基づく同意書を提出させることにより、当該同意者が家族等（法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者であることを確認するよう指導すること。

また、市町村長同意の場合において迅速な対応がなされるよう日頃から市町村長との連携を密にしておくこと。

(略)

記

1 (略)

2 入院制度等の適正な運用について

(略)

(1) 措置入院制度について

ア 入院手続について

入院に当たっては、精神保健指定医2名以上の診察により適切に行い、その診察を行う際には、保護者等の立ち会いが必要となるので、保護者等の所在を確認し、診察の通知を行うとともに、入院措置を採る場合には、法第29条第3項に基づく書面告知を患者に対して行うこと。

(略)

イ 通報申請等の取扱いについて

法第23条から第26条の2までの規定による通報申請等がなされた場合においては、速やかに法第27条の規定による所要の措置を講ずること。

ウ～カ (略)

キ 退院手続について

(略)

また、措置入院患者を退院させるに当たっては、保護者との連絡や医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を密にし、その後の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないように十分配慮すること。

(2) 医療保護入院制度について

ア 入院手続について

病院管理者は、入院の要否について法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないことを必ず精神保健指定医に判断させるとともに、入院に際しての同意者が配偶者又は親権者以外の扶養義務者である場合には、家庭裁判所の選任を受けた者であることを確認するよう指導すること。

また、扶養義務者の同意による入院については、四週間以内に家庭裁判所の選任を受け選任書を速やかに送付するよう指導すること。なお、家庭裁判所の選任がやむを得ず遅れる場合には、選任が行われるまでの間は市町村長が保護者となるので、市町村長の同意を得るよう病院管理者に指導するとともに、かかる場合において迅速な対応がなされるよう日頃から市町村長

なお、同意者となった市町村長においては、入院後面会して患者の病状を把握するとともに、市町村の担当者への連絡先、連絡方法を患者に伝えるよう指導すること。

イ 届出について

法第33条第7項の規定に基づく届出については、必ず法定の10日以内に行われるよう指導するとともに、選任された退院後生活環境相談員や医療保護入院による推定される入院期間について記載した入院診療計画書を添付させ、また、入院に際しての同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは届出書に選任書の写しを添付させること。

(略)

ウ 退院促進措置について

法第33条の4に基づく退院後生活環境相談員については、その一覧を作成し、適切な資格を有する者が退院後生活環境相談員として選任されているか確認すること。

医療保護入院者退院支援委員会については、開催が必要な入院者に対して適切に委員会の審議が行われているかについて確認すること。

エ 病状報告について

(略)

また、平成26年4月1日以降の医療保護入院による入院者についての最初の定期病状報告時には、医療保護入院者退院支援委員会審議記録が添付されているか確認すること。

さらに、平成26年4月1日以降の入院者については、1年以上の入院の必要性について具体的な理由の記載があるか確認すること。

オ 退院手続について

(略)

また、医療保護入院患者の退院に当たっては、病院管理者が医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を十分に行い、退院後の患者の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないよう指導すること。

(3)～(5) (略)

(6) 精神医療審査会について

ア・イ (略)

ウ 精神科病院に入院中の者又はその家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合）あつては、その者の居住地を管轄する市町村長）から退院請求又は処遇改善請求があつたときは、速やかに請求に関する審査

との連携を密にしておくこと。

なお、保護者となった市町村長においては、患者の病状を常に把握するとともに、退院後のフォローアップについても十分に配慮するよう指導すること。

イ 届出について

法第33条第7項の規定に基づく届出については、必ず法定の10日以内に行われるよう指導するとともに、入院に際しての同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは届出書に選任書の写しを添付させること。

(略)

ウ 病状報告について

(略)

エ 退院手続について

(略)

また、医療保護入院患者の退院に当たっては、病院管理者が保護者や医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を十分に行い、退院後の患者の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないよう指導すること。

(3)～(5) (略)

(6) 精神医療審査会について

ア・イ (略)

ウ 精神科病院に入院中の者又は保護者から退院請求又は処遇改善請求があつたときは、速やかに請求に関する審査を行い、都道府県知事及び指定都市市長においては、請求者に対し、遅滞なく審査結果を通知するようにすること。

を行い、都道府県知事及び指定都市市長においては、請求者に対し、遅滞なく審査結果を通知するようにすること。

エ (略)

オ 審査会の運営については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障第209号本職通知）の別添「精神医療審査会運営マニュアル」の考え方に沿って適切な運営を図ること。

3～8 (略)

別記様式1

精神科病院実地指導結果報告書

(略)		
その他	名（うち常勤 名、非常勤 名）	
退院後生活環境 相談員 （上記記載の従 事者の再掲とす る）	名（うち常勤 名、非常勤 名）	
	常勤・非常勤の別	資 格
(略)		

別記様式2

精神科病院実地指導結果総括表

(略)					
〇〇病院－①	全体	名			
	うち本庁職員	名			
	うち保健所職員	名			
	うち精神保健指定医	名			
		名			
(略)					

(略)

別記様式3

精神科病院実地指導結果集計表
都道府県・指定都市名

(略)

エ (略)

オ 審査会の運営については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障第209号本職通知）の別添「精神医療審査会マニュアル」の考え方に沿って適切な運営を図ること。

3～8 (略)

別記様式1

精神科病院実地指導結果報告書

(略)	
その他	名（うち常勤 名、非常勤 名）
(略)	
(略)	

別記様式2

精神科病院実地指導結果総括表

(略)					
〇〇病院－①	全体	名			
	うち本庁職員	名			
	うち保健所職員	名			
	うち精神指定医	名			
		名			
(略)					

(略)

別記様式3

精神科病院実地指導結果集計表
都道府県名

(略)

(別添2)

○ 精神障害者の移送に関する事務処理基準について（平成12年3月31日 障第243号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障 発 第 2 4 3 号 平成12年3月31日 一部改正 障 発 第 3 3 5 号 平成13年8月6日 一部改正 障 発 第 0325002号 平成17年3月25日 一部改正 障 発 第 1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障 発 第 0526002号 平成20年5月26日 一部改正 <u>障 発 0311第 6 号</u> <u>平成26年3月11日</u></p>	<p>障 発 第 2 4 3 号 平成12年3月31日 一部改正 障 発 第 3 3 5 号 平成13年8月6日 一部改正 障 発 第 0325002号 平成17年3月25日 一部改正 障 発 第 1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障 発 第 0526002号 平成20年5月26日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>
<p>精神障害者の移送に関する事務処理基準について (略)</p>	<p>精神障害者の移送に関する事務処理基準について (略)</p>
<p>別紙 精神障害者の移送に関する事務処理基準 第一 措置入院のための移送について 1 (略) 2 指定医の診察に係る事前調査 (1) (略) (2) <u>家族等又は現に保護の任に当たっている者への連絡</u> (1)により都道府県職員を派遣する場合には、事前に<u>家族等</u>(法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。)又は現に事前調査の対象者の保護の任に当たっている者に</p>	<p>別紙 精神障害者の移送に関する事務処理基準 第一 措置入院のための移送について 1 (略) 2 指定医の診察に係る事前調査 (1) (略) (2) <u>保護者等への連絡</u> (1)により都道府県職員を派遣する場合には、事前に<u>保護者等</u>に対してあらかじめその旨を連絡するものとする。</p>

対してあらかじめその旨を連絡するものとする。

(3) 事前調査の実施

派遣された都道府県職員は、速やかに以下のいずれの場合においても指定医の診察の必要性を判断するための事前調査を行い、状況を把握するとともに、できる限り家族等又は事前調査の対象者の支援を行っている者等及び事前調査の対象者に主治医がいる場合には当該主治医と連絡をとり、それまでの治療状況等について把握に努めるものとする。

①～② (略)

(4) (略)

(5) 事前調査票の記載

(略)

①～⑤ (略)

⑥ (略)

3～5 (略)

第二 医療保護入院及び応急入院のための移送について

1～2 (略)

3 指定医の診察に係る事前調査

(1) (略)

(2) 家族等又は現に保護の任に当たっている者への連絡

(略)

(3) (略)

なお、当該事前調査の対象者が事前調査を行うことができる状態にあることと、直ちに入院させなければ当該者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であることは矛盾するものではなく、例えば、具体的には医療保護入院及び応急入院のための移送の対象者は以下のような病状のものであること。

・当該精神障害による幻覚、妄想等の病状の程度が重篤であること

・自己の健康若しくは安全の保持に深刻な困難が生じていること又は直ちに入院治療を行わなければ状態が更に深刻な悪化をする可能性が高いこと

・入院治療によって当該精神障害による病状について一定以上の治療効果が期待できること

(4) 事前調査票の記載

(略)

①～④ (略)

⑤ 法第20条の規定による入院が行われる状態にあるか否か

(3) 事前調査の実施

派遣された都道府県職員は、速やかに以下のいずれの場合においても指定医の診察の必要性を判断するための事前調査を行い、状況を把握するとともに、できる限り保護者若しくは扶養義務者並びに事前調査の対象者に主治医がいる場合には当該主治医と連絡をとり、それまでの治療状況等について把握に努めるものとする。

①～② (略)

(4) (略)

(5) 事前調査票の記載

(略)

①～⑤ (略)

⑥ 保護者の氏名及び住所等

⑦ (略)

3～5 (略)

第二 医療保護入院及び応急入院のための移送について

1～2 (略)

3 指定医の診察に係る事前調査

(1) (略)

(2) 保護者等への連絡

(略)

(3) (略)

(4) 事前調査票の記載

(略)

①～④ (略)

⑤ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にあるか

の判断

- ⑥ 家族等のうちいずれかの者の氏名及び住所等
- ⑦ 医療保護入院のための移送に係る家族等のうちいずれかの者の同意の確認
- ⑧～⑪ (略)

4 移送の実施

- (1) (略)
- (2) 移送に関する告知

派遣された都道府県職員は、移送の対象となる者を実際に車両等を用いて搬送する以前に、書面により、移送の対象者に対して法第34条第4項に規定する事項を知らせなければならないこととする。また、家族等のうちいずれかの者等に対しても移送を行う旨等を知らせるよう努めるものとする。

- (3)～(9) (略)

5 指定医の診察

- (1)～(6) (略)
- (7) 居宅への立ち入り

医療保護入院及び応急入院のための移送に係る診察を居宅において行うことについて、家族等がいる場合には、それらの者の協力を得て居宅で診察を行うことができるものとする。

家族等が存在しない場合には、措置入院の手続きをとる必要があると認められない限りは本人の了解を得ないで居宅で診察することはできないものとする。

- 6～7 (略)

第三 その他の留意事項について

- 1～4 (略)

5 関係機関との連絡調整

都道府県知事は、法第29条の2の2及び法第34条に規定する移送を行う体制の整備に当たって、精神科救急医療体制連絡調整委員会の中で関係機関と連絡調整を行う等、円滑な移送が行われる体制を整備すること。また、実際に移送を行うに当たっても、精神科救急情報センター等を整備することによって、都道府県職員の派遣から入院まで、移送に係る情報を収集し、円滑な移送が行われるための連絡調整機能を整備すること。

- 6 (略)

否かの判断

- ⑥ 保護者の氏名及び住所等
- ⑦ 医療保護入院のための移送に係る保護者の同意の確認
- ⑧～⑪ (略)

4 移送の実施

- (1) (略)
- (2) 移送に関する告知

派遣された都道府県職員は、移送の対象となる者を実際に車両等を用いて搬送する以前に、書面により、移送の対象者に対して法第34条第4項に規定する事項を知らせなければならないこととする。また、保護者等に対しても移送を行う旨等を知らせるよう努めるものとする。

- (3)～(9) (略)

5 指定医の診察

- (1)～(6) (略)
- (7) 居宅への立ち入り

医療保護入院及び応急入院のための移送に係る診察を居宅において行うことについて、保護者、扶養義務者又は同居の親族がいる場合には、保護者等の協力を得て居宅で診察を行うことができるものとする。

保護者等が存在しない場合には、措置入院の手続きをとる必要があると認められない限りは本人の了解を得ないで居宅で診察することはできないものとする。

- 6～7 (略)

第三 その他の留意事項について

- 1～4 (略)

5 関係機関との連絡調整

都道府県知事は、法第29条の2の2及び法第34条に規定する移送を行う体制の整備に当たって、精神科救急医療システム連絡調整委員会の中で関係機関と連絡調整を行う等、円滑な移送が行われる体制を整備すること。また、実際に移送を行うに当たっても、精神科救急情報センター(仮称)等を整備することによって、都道府県職員の派遣から入院まで、移送に係る情報を収集し、円滑な移送が行われるための連絡調整機能を整備すること。

- 6 (略)

◆ 移送記録票
(略)

同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生	
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区			
		都道 府県	都市 区	町村 区			
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長							

記載上の留意事項

- 1 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 2 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

(様式4)～(様式7) (略)

◆ 移送記録票
(略)

保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区	
	選任	年 月 日			

(様式4)～(様式7) (略)

(別添3)

○ 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について (平成8年3月21日健医発第325号厚生省保健医療局長通知) 【新旧対照表】
(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p>一部改正 健医発第325号 平成8年3月21日 障発第157号 平成13年3月1日 一部改正 障発第0201002号 平成18年2月1日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障発0228第2号 平成23年2月28日 一部改正 障発0311第6号 平成26年3月11日</p>	<p>一部改正 健医発第325号 平成8年3月21日 障発第157号 平成13年3月1日 一部改正 障発第0201002号 平成18年2月1日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障発0228第2号 平成23年2月28日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省保健医療局長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省保健医療局長</p>
<p>精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について (略) 記</p>	<p>精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について (略) 記</p>
<p>1～5 (略) 6 基準の特例 指定基準の特例として、地域(おおむね二次医療圏)において指定基準の各号の全てに適合する複数の精神科病院が無い場合にあつては、措置入院者に対する医療及び保護のために特に指定する必要がある精神科病院については、第1号の基準を適用しないことができる。 これは、二次医療圏を単位とした地域において、基準の本則に適合する指定病院の数と国立又は都道府県立の精神科病院の数との合計が、2病院に満たない場合に、その数が2病院になるまで基準の第1号を満たさない精神科病院の中から指定を行えることとしたものであること。</p>	<p>1～5 (略) 6 基準の特例 指定基準の特例として、地域(おおむね二次医療圏)において措置入院者に対する医療及び保護のために特に指定する必要がある場合については、次のいずれかの要件に該当すると認めるときに限り指定を行えるものであること。 また、この場合においても、医療法の人員配置基準を満たしていない病院の指定は特に慎重に行うこととし、やむを得ず指定した場合には、指定の期限の間に指定基準を遵守できるよう改善すること。</p>

また、この場合においても、医療法の人員配置基準を満たしていない病院の指定は特に慎重に行うこととし、やむを得ず指定した場合においては、指定の期限の間に基準を遵守できるよう改善を指導すること。

7～8 (略)

(1)二次医療圏を単位とした地域において、指定基準の各号の全てに適合する複数の精神科病院が無く、本則に適合する指定病院の数及び6(2)の要件を満たす精神科病院の数と国立又は都道府県立の精神科病院の数との合計が、2病院に満たない場合に、その数が2病院になるまで、第1号を満たさない精神科病院又は直近3年間において新規又は継続の措置入院者を受け入れていない精神科病院の中から指定を行えること。

(2)地域における措置入院者の発生状況に鑑み、措置入院者の受入体制の維持に必要な場合や、専門的な医療提供の観点から確保が必要な場合に、指定基準の第1号3を満たさない精神科病院（平成23年2月28日において現に指定病院の指定を受けており、直近3年間において新規又は継続の措置入院者を受け入れている精神科病院に限る。）の中から指定を行えること。

なお、この場合においても、指定基準の第1号3を遵守できるよう改善を指導することとし、平成23年3月31日に行う更新の次の更新時期までに改善すること。

7～8 (略)